

1. 申請に必要な書類（建設工事を希望する場合）

No. 1～No. 17は番号順にA4フラットファイル（水色指定）に綴じ、表紙と背表紙に商号又は名称を明記して下さい。又、No. 18～No. 21は綴じずにクリアーホルダーに挟んで提出して下さい。

A4フラットファイル（水色指定）に綴じる書類	
No.1	<p><u>入札参加資格審査申請書</u>（様式1）「記入例参照」</p> <p>※全社提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者の印鑑は実印（法務局又は市町村長が証明する代表者の印鑑）を押印 訂正する場合は実印にて訂正すること。 希望業種は建設工事分類表の大分類から選択すること。 <p>（注意）支店長、営業所長等受任者が申請することはできません。</p>
No.2	<p><u>許可証明書</u>（複写可）</p> <p>※全社提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業法に基づく建設業許可証明書で資格審査基準日（令和3年1月18日）の申請時で、有効期間内にある最新ものを提出してください。（最新の建設業許可証明書が再発行できない場合に限り、国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの建設業者の詳細情報画面【https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do?outPutKbn=1】を印刷したものと建設業許可通知（写し）を提出してください。）
No.3	<p><u>登記簿謄本又は身分証明書</u>（複写可）</p> <p>※全社提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の場合は登記簿謄本 個人の場合は本籍地の市町村長が発行する身分証明書 資格審査基準日から遡って3箇月以内に発行されたもの。
No.4	<p><u>営業所一覧表</u>（様式5）</p> <p>※全社提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 本社以外の営業所が無い場合は、所在地欄に「本社のみ」と記入すること。 内容が同じであれば独自様式でも可 支店、営業所等は建設業の許可により「その他の営業所」として認められているものを指し、任意の営業所は認められません。
No.5	<p><u>工事経歴書</u>（様式6）</p> <p>※全社提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近2年間に完成した主な工事を希望業種ごとに記入（希望業種において、経歴が無い場合は1行目に「なし」と記入すること。） 直近の経営事項審査に提出したものの写し（希望業種にかかる部分の抜粋）でも可
No.6	<p><u>納税証明書</u>（複写可）</p> <p>※国税については、全社提出</p> <p>※市税については、泉大津市内に本店又は営業所を有するもの、市内個人事業主、その他泉大津市に課税対象を有する者は提出が必要</p> <p>※府税については、提出の必要はない。</p> <p>[法人] 1. 本店にかかる法人税及び消費税（国税） 2. 泉大津市が課税しているもの全て</p> <p>[個人] 1. 所得税及び消費税（国税） 2. 泉大津市が課税しているもの全て</p>

	<p>注1. 国税（法人税・消費税・所得税）については、（その3の2個人用、その3の3法人用、その3未納の税額がないこと用）のいずれかの写しとする。</p> <p>納税義務がない場合でも未納税額のない証明（その3）が発行されますので必ず提出してください。</p> <p>注2. 泉大津市税の納税証明書については、本市税務課にて「未納のないことを証する納税証明書」をおとりください。（複数の課税対象があっても1枚取得すればよい）</p> <p>ただし、新たに市内に本店又は営業所を置かれた法人は、税務課に届けている「法人等の開設届出書」の写しを提出してください。万一、当該届出書を紛失している場合は、法人市民税に係る納税証明書を別途添付してください。（前回申請で登録している市内本店・営業所については提出不要です。）</p> <p>なお、納税証明の交付には実印の持参や適正な委任状が必要ですので、事前に税務課でお確かめください。</p> <p>市内の法人、個人事業主の方は課税額がない場合でも「未納のないことを証する納税証明」が発行されますので必ず提出してください。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により特例猶予を受けている方は、指定する納税証明書が発行されません。その場合は、猶予許可通知書の写し等を提出していただくことにより、申請可能です。詳細は、Q & Aを確認してください。</p> <p>注3. 資格審査基準日から遡って3箇月以内に発行されたものを提出すること。</p>
No. 7	<p>印鑑証明書（原本）</p> <p>※建設工事の他に役務・物品を同時申請の場合は、原本1通で他は複写可。</p> <p>複写には「例：工事に原本添付」と分かるように付箋等で記すこと。</p> <p>※全社提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人にあつては法務局が、個人にあつては市町村長が発行するもの。 資格審査基準日から遡って3箇月以内に発行された原本を提出すること。
No. 8	<p>使用印鑑届（様式7） ※内容が同じであれば独自様式でも可</p> <p>※全社提出 ・使用印鑑届は、鮮明に押印のこと。実印と使用印が同じでも必要です。</p>
No. 9	<p>委任状（様式8） ※内容が同じであれば独自様式でも可</p> <ul style="list-style-type: none"> 本社が遠隔地にある等の理由により入札、契約、代金受領等の権限を支店長や営業所長等（受任者）に委任する場合のみ提出。 <p>（注意）委任先については、建設業法に基づく「その他の営業所」であることが必要です。（営業所一覧表に記載があること）</p> <ul style="list-style-type: none"> 受任地を泉大津市内に設ける場合は、建設業の許可申請（最新更新）の「その他の営業所」として記載されている部分と、申請書鑑（許可行政庁の受付印のあるもの）の写しを添付すること。 委任期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日とする。
No. 10	<p>技術職員名簿（直前の経営事項審査申請に提出した技術職員名簿の写し）</p> <p>※全社提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営事項審査申請以降、退社しているものは二重線で消し、新規入社は末尾に追加記載するものとする。 技術者経歴書は不要 支店等受任地契約とする場合は、支店配置の技術者のみで可

No. 1 1	<p>障害者雇用促進法に係る雇用状況調べ（様式 9）</p> <p>※全社提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所への報告義務（常用雇用 45.5 人以上）があるものは、達成確認と報告書写しの添付 ・報告義務のないもの（常用雇用 45 人以下）は「報告義務なし」に○をつける。
No. 1 2	<p>防災協定加入状況調べ（様式 9-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主観点の加算対象は、本市と防災協定を締結している団体（者）で、防災協定点として加算されます。
No. 1 3	<p>泉大津市暴力団排除条例に係る誓約書（様式 18）</p> <p>※全社提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の印鑑は実印（法務局又は市町村長が証明する代表者の印鑑）を押印
No. 1 4	<p>事務所・資機材倉庫（置場）の所在地図 事務所・資機材倉庫（置場）の写真</p> <p>※全社提出（市内業者に限りません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支店等受任地契約とする場合は、支店等に関するものだけで可 ・資機材倉庫（置場）については、無い場合は提出の必要はありませんが、事務所は必須です。 ・所在地図は、どのような地図でも結構ですが、事務所あるいは資機材倉庫と記し矢印で示すこと。 ・写真は、事務所については社名看板が確認できるものと事務室内部が確認できるものそれぞれ 1 枚で可。又、資機材倉庫（置場）については、自社所有又は恒常的に借用しているものがある場合に限り、全景の写真 1 枚とする。 ・所在地図、写真はそれぞれ A 4 サイズに整理すること。（A 4 サイズにコピー又は A 4 サイズ台紙に貼付）
No. 1 5	<p>舗装工事を希望業種とする場合のみ次のものが必要 アスファルトプラントの写真 舗装用機械（グレーダー、フィニッシャー、ローラー、切削機等）の写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支店等受任地契約とする場合は、支店等に関するもので可 ・プラント又は舗装用機械について、自社所有又共同プラント協定が無い場合は提出の必要はありません。 ・複数のアスファルトプラントを所有している場合は、本市にもっとも近いプラントとする。 ・プラントの写真には、その所在地を記入すること。 ・共同プラントの場合は、有効な協定書の写しを添付すること。 ・舗装用機械は主なもの各 1 台で可（なるべく会社名のペイントが入るよう撮影すること。） ・写真はそれぞれ A 4 サイズに整理すること。（A 4 サイズにコピー又は A 4 サイズ台紙に貼付）
No. 1 6	<p>建設業退職金共済事業加入・履行証明（経営事項審査申請用）</p> <p>※全社提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入しているが、証紙購入実績の関係で証明が出ない場合は、加入証書の写しでも可 ・未加入の場合は実印を押した誓約書または理由書を提出すること。（例示参照） （中小企業退職金共済事業や自社の退職金制度に加入していて、建設業退職金共済事業に加入していない場合も、例示にある誓約書の提出が必要です。） ・経営事項審査結果通知書に「建退共加入有り」となっている場合は、未加入の理由書の提出は認められない。 ・直近の経営事項審査に提出したもので可。

No. 1 7	<p>経営事項審査結果通知書の「その他審査項目（社会性等）」で社会保険（※）の加入の有無の欄に『無』の表記がある場合提出する書類</p> <p>※必要な方のみ提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の加入状況については、経営事項審査結果通知書（以下経審）の「その他審査項目（社会性等）」で、すべての社会保険の加入の有無の欄が「有」または「除外」となっているかを確認します。 <p>経審の審査基準日の時点で未加入であり、その後加入した場合には、以下のいずれかの書類の提出が必要です。</p> <p>【年金事務所が発行する】①～⑤のいずれか</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 健康保険・厚生年金保険適用事業所確認（申請）書〈原本または写し〉 ② 「健康保険・厚生年金保険」領収証書〈写し〉 ③ 「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書〈原本または写し〉 ④ 「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入確認書〈原本または写し〉 ⑤ 資格取得確認及び標準報酬決定通知書〈写し〉 <p>【共職業安定所（ハローワーク）が発行する】A）～C）のいずれか</p> <ol style="list-style-type: none"> A) 「雇用保険適用事業所設置届事業主控」受理印があるもの〈写し〉 B) 「雇用保険」領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書〈写し〉 C) 「雇用保険」被保険者資格通知書（事業主通知用）〈写し〉 <p>社会保険加入に関する誓約書（様式19）</p> <p>※必要な方のみ提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営事項審査結果通知書の審査基準日時点で、いずれかの社会保険に未加入であり、その後法令で適用除外となった場合に提出が必要。 <p>（※）社会保険とは、健康保険・厚生年金保険及び雇用保険をいいます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響等による猶予制度を受けていて、上記の書類が提出できない場合は、以下の書類を提出してください。</p> <p>健康保険・厚生年金保険 … 【年金事務所が発行した 納付の猶予（特例）許可通知書】</p> <p>雇用保険 … 【ハローワークが発行した 納付の猶予（特例）許可通知書】</p>
---------	--

クリアーホルダーに挟む（ファイルに綴じない）書類	
No. 1 8	<p>経営事項審査結果通知書の写し（A4サイズで提出）</p> <p>※全社提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望業種について、許可行政庁の総合評定値（P点）が記載されたもの。 ・「提出の手引き」の1. 資格要件の（11）の条件を満たすものであること。 ・経営事項審査結果通知書の写しには次のことを必ず記入すること。（記入例参照） <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社名にふりがなを付けること。 2. 受任者を置く場合、受任者の住所、電話番号（社名の右横の空きスペース）を必ず記入すること。 3. 本社契約の場合は「受任者なし」（社名の右横の空きスペース）と必ず記入すること 4. 希望業種の順位を記入（希望する建設工事の種類の種類欄（P点欄）の左端に①、②、③と記入すること） ※P点数に重ならないよう注意すること。 <p>※交通安全施設工事、配水管工事、管更生工事、管ライニング工事を希望した場合は建設工事の種類と一致しないため「記入例」の「交通安全施設工事等の経営事項審査結果通知書</p>

	<p>の写しへの順位記入方法」を参照すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請時に結果通知が届いていない場合等 <p>理由書（経営事項審査申請書控を添付）に遅延理由を記載（代表者名で実印押印）し、提出すること。</p> <p>※2月末日までに経営事項審査結果通知書の写しが本市に提出されないときは、申請は不受理とする。</p> <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた事業者については、経営事項審査結果通知書の有効期限が延長されています。詳しくは、Q&Aを確認してください。</p>
No. 19	<p>業者カード（様式12）「記入例参照」</p> <p>※全社提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式は（表）、（裏）の2枚となっているが必ず両面コピーして、1枚で提出すること。 業者カードにも直前2年間の工事実績を記載する欄がありますが、これは、No.5で求めた「工事経歴書」の内官公庁発注の元請工事を中心とした代表的な工事を抽出し記載するものです。 ISOを認証取得していれば、その項目にチェックし、証明書等の写しをA4フラットファイル末尾に添付すること。また、本市と防災協定している場合には、□にチェックを、障害者雇用については、達成・未達成・義務無のいずれかに○をつけること。 業者カードは指名の資料として重要であるため正確且つ丁寧に記入すること。
No. 20	<p>申請書チェックシート（様式16）</p> <p>※全社提出 ・用紙の指示に従い記入</p>
No. 21	<p>返送用封筒</p> <p>※市外業者（郵送受付）のみ ・返送先を明記し、84円分の切手を貼ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数業種（建設工事と役務等）同封での申請の場合は、1通で可